



もみじ



編集発行人
河合会計

税理士 河合孝彦
社会保険労務士

〒910-0019
福井市春山1丁目9番13号
TEL 0776 (22) 0897(代)
FAX 0776 (27) 6199
<http://kawai.zei-mu.com>

◆ 11月の税務と労務

11月

(霜月) NOVEMBER

3日・文化の日 23日・勤労感謝の日

- 国 税 / 10月分源泉所得税の納付 11月10日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 11月15日
- 国 税 / 所得税予定納税額第2期分の納付 11月30日
- 国 税 / 9月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 11月30日
- 国 税 / 12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 11月30日
- 国 税 / 3月決算法人の中間申告 11月30日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合) 11月30日
- 地方税 / 個人事業税第2期分の納付 都道府県の条例で定める日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	.	.

※税を考える週間 11月11日～11月17日

ワンポイント

災害に対応する「セーフティネット保証4号」 台風や地震等の自然災害により、売上減少等の影響を受けている中小事業者の資金繰り支援として、信用保証協会が一般保証とは別枠で融資額の100%を保証する制度。国から災害地指定等され、一定要件を満たした場合に適用されます。本年7月の大雨では大仙市や秋田市等が地域指定されました。

年金? 共済? NISA? 老後の備え

老後の備え等に対する自助努力（資産形成）への主な支援措置の現状は、ほぼ次ページの図表のようになっていきます。

優先すべきものから各個人が自己チェックしてみる大切なので、以下、ポイントを整理してみます。

I 公的年金

年金制度は将来的に不安の声もありますが、次の点から第一に優先するメリットがあることは間違いありません。

① 日本年金機構という公的機関が取り仕切っており、国が破たんしない限り、制度は続きます。

② 民間の個人年金保険は、たとえば十年というように期間限定で受け取るのが原則なのに対し、公的年金は終身年金のため、長生きすればするほど

ど長く受給し続けられます（支払総額に対する返戻率がかなり高くなる）。

③ 公的年金は、半分を国が負担している上、支払った金額を全額所得控除できるので、個人年金保険に比べてかなり得になっています。

④ 公的年金加入時に事故に遭い、一定の障害認定を受けた場合には、障害年金が給付され、障害状態と認められている間は、生涯受給し続けることができます。

⑤ 公的年金に加入している間に自分が亡くなった場合で一定の要件に該当すれば、遺族年金が支給されます。

なお、国民年金（基礎年金）の給付額は、四十年支払って満額で年額七八万円程度のため、老後資金には不足すると思われるので、別の制度を付加することが重要となってきます。

II 企業年金等

会社主導で確定給付企業年金、確定拠出年金（DC）に入っているか、個人で国民年金基金に入っていると、老後の年金が厚

くなってきました。なお、平成二十八年の確定拠出年金法改正により、企業年金加入者、公務員等共済加入者、第三号被保険者については、個人型DCへ加入できることとされました（平成二十九年一月一日施行）。そして、全額所得控除できます。

III 退職金共済

(1) 中小企業退職金共済制度 掛金は全額会社負担ですが、優れた人材の確保や、将来への安心感・より良い雇用の仕組みで従業員の意欲を引き出し、定着率を向上させるために効果的とされています。

(2) 小規模企業共済制度 個人事業主や常時使用する従業員の数が二〇人以下の会社の役員等が、自分のために節税しながら退職金の積み立てができます。

① 掛金は、次のとおりです。メリットは、次のとおりです。掛金は、全額所得控除で大きな節税ができる。

② 共済金の受け取りは、一括・分割・併用の三タイプから選べ、年金の補完としても使えます。



③ 一括受取りは、退職所得扱いになり、税制上優遇されています。

④ 災害時や緊急時には、低利な事業資金の借入れも可能です。

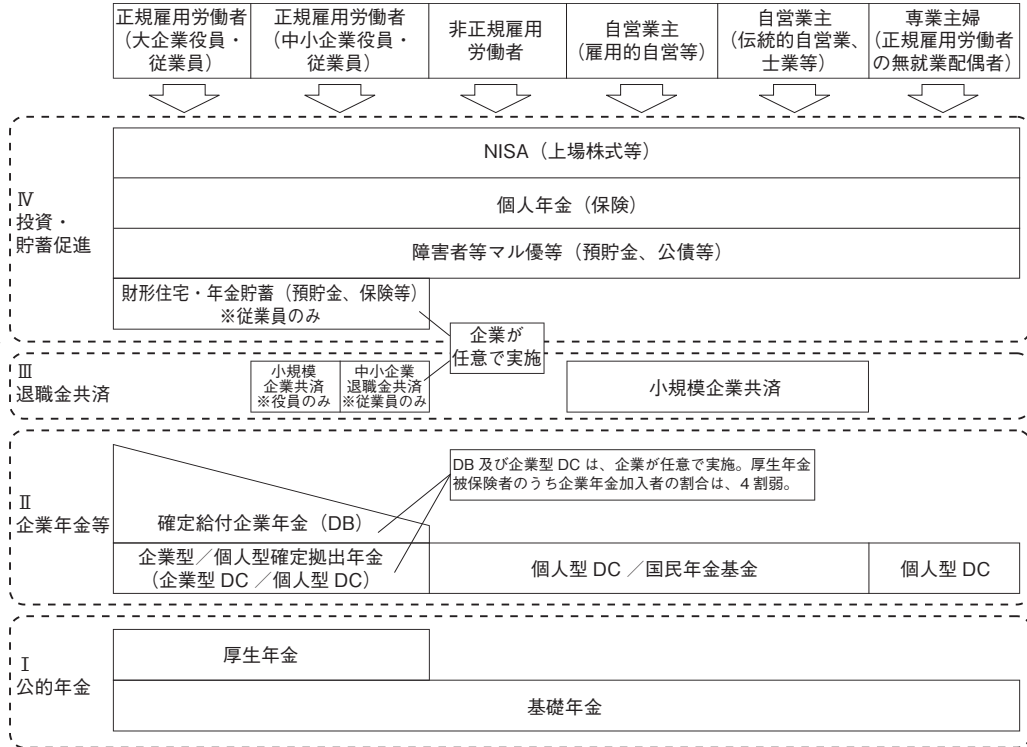
(1)、(2)とも全額損金算入や所得控除ができ、税制上優遇されています。

IV 投資・貯蓄促進

I～IIIを優先して、さらに老後資金の上積みを図るには、自己負担ですが、次のようなものがあります。

(1) 財形住宅・年金貯蓄 「財形住宅貯蓄」と「財形年金貯蓄」を合わせて貯蓄残高五五〇万円までは、利子等に税金が

老後の備え等に対する自助努力（資産形成）への主な支援措置の現状（イメージ）



かからずに貯蓄ができます。

(2) **障害者等マル優(非課税貯蓄)**
 預貯金や国債・地方債などの利子は、原則としてその支払いの際に、二〇・三二五%（所得税及び復興特別所得税一五・三二五%、地方税五%）の税率を乗じて算出した所得税等が源泉徴収されますが、次の障害者等は非課税とされています。

国内に住所のある個人で、①身体障害者手帳の交付を受けている者や障害年金を受けている者、②遺族年金や寡婦年金を受けているなど一定の要件を満たす者

(3) **個人年金**
 個人年金は、私的年金の一つで、公的年金の不足を補うために個人が任意で加入します。貯蓄型と保険型に大別され、貯蓄型は預け入れた元本と利息を原資として、十年、十五年などの一定期間、年金として支払いを受けるもので、元本を据え置くタイプと取り崩すタイプがあり、主として銀行、信託銀行、証券会社などで取り扱っています。

会社、損害保険会社、ゆうちょ銀行、JA、全労済などが取り扱い、定額年金保険と変額年金保険に大別されます。

年金の受取方法によって、終身年金・保証期間付終身年金・夫婦年金・確定年金・有期年金・保証期間付有期年金などに分類されます。

(4) **NISA・つみたてNISA**
 従来は、金融商品取引業者等に設けたNISA（少額投資非課税制度）口座で、年間の投資上限額（一二〇万円）まで、最長で五年間、投資総額六〇〇万円の上有価証券や投資信託等の譲渡益や配当等が非課税となる制度です。

平成三十年から積立型の投資には利用しにくかった点を改正した「つみたてNISA」が創設されます。

年間投資上限額は四〇万円ですが、非課税期間は最長二〇年であることから、最大投資額は八〇〇万円となり、長期・分散型投資のメリットが受けられます。

なお、従来型のNISAとの選択適用となります。

印紙税 外国の会社と 契約書を作成したとき

印紙税法は日本の国内法であり、その適用地域は日本国内に限られます。

そのため、国外で課税文書が作成される場合には、その文書に基づく権利の行使が国内で行われたり、その文書の保存が国内でされるとしても、印紙税は課税されません。

たとえば、国外の会社と契約書を作成するような場合には、いつ、どこで作成されたものであるかが判断基準となります。

印紙税法の課税文書の作成とは、課税文書となるべき用紙等に課税事項を記載し、これをその文書の目的に従って行使することをいいます。

手形や受取書のように相手に交付する目的で作成する課税文書は、その交付の時で判断し、契約書のように当事者の意思の合致を証明する目的で作成する課税文書は、

その意思の合致を証明する時で判断します。

契約書の場合は、双方署名押印等する方式の文書なので、国内の会社が課税事項を記載し、これに署名押印した段階では、契約当事者の意思の合致を証明することにはなりません。

その契約当事者の残りの国外の会社が署名等するときに課税文書が作成されたことになり、その作成場所は国外のため、この契約書には印紙税法は適用されません。

このような場合、国外の会社から返送された契約書は国内の会社で保存されることとなりますが、後日のトラブルを防止するために、契約書上に作成場所を記載する等の措置が必要となります。

なお、上記とは逆の事例では、国内の会社が保存するものだけでなく、国外の会社に返送する契約書にも印紙税が課税されることとなります。

永年勤続者に対する 旅行券の支給

永年勤続者に対して旅行券を支給した場合、旅行券は有効期限もなく、換金性もあり、金銭による支給と同様と考えられるため、原則として給与等として課税されます。ただし、次の要件を満たしている場合には、課税しなくてよいこととされています。

- (1) 旅行券の支給後1年以内に旅行を実施すること。
- (2) 旅行の範囲は、支給した旅行券の額からみて相当なもの(海外旅行を含む)であること。
- (3) 旅行をしたときは、所定の報告書に必要事項(旅行実施者の所属・氏名・旅行日・旅行先・旅行社等への支払額等)を記載し、旅行先等を確認できる資料を添付して会社に提出すること。
- (4) 旅行券の支給後1年以内に旅行券の全部または一部を使用しなかった場合には、使用しなかった旅行券を会社に返還すること。

贈与税

債務免除等を受けた場合

対価を支払わない、または著しく低い対価で、債務の免除や引受けまたは第三者のためにする債務の弁済による利益を受けた場合には、利益を受けた人が、債務免除等があった時にその債務免除等に係る債務の金額を、その債務免除等をした人から贈与されたものとみなされ、贈与税の課税対象となります。しかし、債務免除等による利

益を受けた場合であっても債務者が資力を喪失し債務を弁済することが困難である場合に、債務免除を受けた、または債務者の扶養義務者に債務の引受けや弁済をもらったときは、その債務の弁済をすることが困難である部分の金額については、贈与により取得したものとはみなされません。